

令和6年度

長南町まちづくり町民提案事業

募集要項

【募集期間】

令和6年4月17日(水)～令和6年5月16日(木)



1. 長南町まちづくり町民提案事業とは

長南町では、まちおこしに熱意やアイデアを持つ団体等が、主体的に実施するイベントや町のPRに資する事業に対し、地域の活性化を図り町にひとの流れをつくる事を目的とし、補助金を交付しています。

2. 応募できる団体

応募できる団体は以下の要件をすべて満たす団体とします。

(1) 応募団体の要件

- ア 町内に活動拠点を有し自主的に事業（活動）を行う団体
- イ 構成員が3名以上で、その構成員の過半数が町内に在住、在勤している団体

(2) 応募対象とならない団体

- ア 営利、宗教、特定の政治活動等を目的とする事業及び団体
- イ 個人の趣味的活動を目的とする事業及び団体
- ウ 当該事業に対し、長南町及び公共的団体等から他の補助金等を受けている場合
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員が関与している団体

3. 対象となる事業

対象となる事業は、以下の全てを満たす事業であること

- ア 自主・主体的に実施される事業
- イ 町内で実施される事業
- ウ 令和7年2月末日までに完了する事業
- エ 同一事業について、長南町及び公共的団体から他の補助金等を受けていない事業

4. 補助額について

(1) 補助額

- ・1事業あたり、補助対象となる経費の原則1/2以内とし、補助金の上限は20万円とします。（千円単位、千円未満端数切捨て）

(2) 対象となる経費

- ア 人件費：事業実施のために雇いあげた人件費（アルバイト含む）
- イ 消耗品費：活動を実施する上で必要な消耗品
- ウ 備品購入費：活動を実施する上で必要な機材、備品
- エ 印刷製本費：チラシ、ポスター、報告書、印刷費
- オ 謝礼金：講師、専門家等への謝礼
- カ 通信運搬費：郵便、電話料、宅配便等
- キ 保険料：火災地震その他の家屋に係るものを除く
- ク 使用貸借料：機器類の貸借料や会場の使用料
- ケ 燃料費：機材に必要な燃料、発電機等の燃料
- コ 広告費：広告への掲載費用
- サ その他町長が事業のために必要かつ適正と認めたもの

(3) 対象とならない経費

- ア 飲食費（ただし、対象となる事業（イベント等）での無償配布は除く）
- イ 商品券等の金券の購入代金
- ウ 記念品の購入等の経費
- エ 視察旅費
- オ 家賃（敷金、礼金等も含め対象外）
- カ 土地の取得、造成、補償にかかる経費
- キ 団体の経常的な運営に係る経費（事務局経費等）
- ク 領収書等により、補助団体が支払ったことが確認できない経費
- ケ その他、事業実施に直接関係のない経費や町長が社会通念上適正でないと認めた経費

※備品のみ購入となる事業は、対象となりません。

※対象経費や補助額は次年度以降変更になる可能性があります。

5. 応募方法

- ア 事業企画書（様式第1号）、事業計画書（様式第2号）、実施団体の概要書（様式第3号）、事業予算書（様式第4号）、構成員名簿（任意様式）を長南町役場企画財政課に提出してください。
- イ 応募様式等は、町ホームページからのダウンロード又は、企画財政課に用意してあります。

※事業予算書は、前項4.（2）対象となる経費を参照の上記載して下さい。

6. 応募締切日

2024年5月16日（木）まで

7. 審査方法について

(1) 審査方法

下記の基準のとおり審査いたします。

(2) 審査基準

ア 事業（活動）の自主性・主体性

イ 事業（活動）の目的、公益性

ウ 事業（活動）内容の実現性

オ 期待される事業の効果・成果

カ 事業予算書の記載内容や積算根拠は明確で妥当であるか

※同一事業についても毎年度申請して頂き、毎年審査いたします。

8. 提案後の流れ

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| 【4月17日】 | 事業募集開始 |
| 【5月16日】 | 事業募集締切り |
| 【5月下旬以降】 | 採択通知
採択を受けた団体は、町へ補助金申請書を提出、補助事業実施 |
| 【2月末まで】 | 実績報告書提出
実績報告書提出後、補助金額の確定、振込み、 |

ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

〒297-0192 長南町長南2110
長南町役場 企画財政課 広報統計係
電話 0475-46-2113
FAX 0475-46-1214
メール kikaku@town.chonan.lg.jp